



失われゆく季節感と日本人

8月から、児童扶養手当制度が改正されます。これにより、就労などで収入が増えた場合、手当をえた総収入がなだらかに増えていくようになります。手当の額がきめ細かく定められます。

所得制限限度額と手当額の見直し

○主な内容

全部支給や一部支給を行う際の所得限度額が変わります。また、一部支給の額が収入に応じてきめ細かく設定されます。実際の手当額の決定などは個別に異なりますので、お問い合わせください。

- 所得制限限度額と手当額の見直し
- 所得の範囲などの見直し
- 特例児童扶養資金の創設

○適用は12月支給分から

現在児童扶養手当を受給して

無利子の貸付けを行います。

当額が減額となつた方を対象に、

いる方で、今回の改正により手

改訂された制度の施行は8月

からですが、支払いは8月～11

月分の4カ月分をまとめて12月

に行うため、新制度による手当

の支給は、12月支給分からとな

ります。

※現在児童扶養手当を受給し

ている方には、詳しい内容を記

載した文書を別途郵送します。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手

当の支給が停止され

る方）は、毎年1回現況届・所

得状況届に必要事項を記入し、

証書と必要書類を添えて提出す

ることになっています。

この届け出に

基づいて受給資

格・手当の額が審査されます。

別児童扶養手当の認定を受けて

いる方（所得制限額以上で、手